

第2号様式

北海道介護支援専門員実務研修実習委託契約書

_____（以下「甲」という。）と、一般社団法人 北海道介護支援専門員協会（以下「乙」という。）とは、乙が乙の北海道介護支援専門員実務研修受講生の実習（以下「実習」という。）の指導を甲に委託することに関し、次のとおり委託契約を締結する。

（実習の委託）

第1条 北海道介護支援専門員実務研修の一部として乙は甲に対し、実習の指導を委託し、甲はこれを受託するものとする。

（実習教育と指導の内容）

第2条 実習指導は、あらかじめ甲が乙に示した次の居宅介護支援事業所の実習指導者を責任者として行うものとし、内容については乙が甲に示す北海道介護支援専門員実務研修の実習に係る実施取扱要綱及び「実習生受入マニュアル」によるものとする。

実習居宅介護支援事業所名：_____

- 2 実習期間は、北海道介護支援専門員実務研修受講者（以下「実習生」という。）1名につき概ね3日間程度とする。
- 3 実習場所は、原則として第1項で甲が示した事業所及び実習協力者の自宅等とする。ただし、甲と乙の協議により変更することができる。
- 4 実習の内容について、第1項の「実習生受入マニュアル」によりがたい場合にあっては、甲乙協議の上、内容を変更することができるものとする。

（連携と協力）

第3条 甲と乙は、実習の実施に当たって、双方、連携と協力を図り、円滑な実習を行うことができるよう努めるものとする。

（事故の責任）

第4条 本委託契約第2条で規定する実習を甲にて実施している実習生が、実習中に過失等により、甲または甲の利用者および第三者に損害を与えた場合は、実習生もしくは乙がその損害賠償の責任を負うものとし、その責任の範囲は、乙が加入する賠償責任保険によるものとする。

- 2 実習生の実習期間中における事故および災害等による責任は、甲に故意または過失がある場合を除き、実習生が負うものとする。

（緊急時の対応）

第5条 乙は甲に対し、あらかじめ実習中の事故、病気、天災等緊急時における連絡先を伝えておくものとする。但し、やむを得ない事情により甲が乙に対して連絡することが困難な場合は、当該事故等の対応後、速やかに乙に連絡するものとする。

(実習協力者への説明と同意)

第6条 甲は、実習協力者に対して、実習の目的や内容、期間等についての説明を適切に行い、同意を得るものとする。

2 甲は、実習協力者の権利を侵害しないよう、適切な配慮を行うものとする。

(実習生の権利)

第7条 甲は、実習生の権利を侵害しないよう、適切な配慮を行うものとする。

2 乙は、甲に対して実習生に関する個人情報が必要最小限の範囲で提供するものとし、甲は実習生の個人情報について守秘義務を負うものとする。

(実習生の義務)

第8条 乙は、実習生に対し、実習期間中に知り得た事実について、実習期間中はもとより、実習終了後においても、個人情報保護法並びに介護保険法の趣旨に則り、守秘義務を負わせるものとする。

2 実習期間中の実習日及び実習時間は、甲の職員の勤務日及び勤務時間、実習内容等を勘案し、甲の実習指導者と実習生で定めるものとする。

(実習に係る費用)

第9条 実習に係る教材や資料等の費用（実習生の交通費や食費を除く）は甲の負担とする。

(契約の期間)

第10条 本委託契約の期間は、 年1月1日から 年3月31日までとする。
ただし、甲乙双方どちらかの申し出がない限り本契約は自動更新とする。

(契約の解除)

第11条 本委託契約は、前条の規定にかかわらず甲乙協議のうえ、解除することができる。

(その他)

第12条 本委託契約(協定)の履行に関し、とくに定めのない事項の取扱いおよび解釈上、疑義が生じた場合の取扱いについては、その都度、甲乙協議によるものとする。

以上、契約（協定）の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 _____ 印

乙 一般社団法人 北海道介護支援専門員協会
会長 村山文彦 印